埼玉県自動車排出窒素験化物及び粒子状物質総量判域計画策定協議会規程

平成五年一月二十六日 訓令第一号

改正 平成一四年 一月二九日 訓令第一号

改正 平成二二年 三月三○日 訓令第十二号

環境部

埼玉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会規程を炊のように定める。埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程

(顧加)

るものとする。 総量削減計画策定協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定め第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質第一条 この訓令は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例

(強緩)

第二条 協議会は、委員五十五人以内をもって組織する。

(朱文三)

第三条 協議会の委員は、知事及び次に掲げる者につき知事が委嘱する者とする。

- 一 埼玉県公安委員会の委員長
- 二 関係市町村の長
- 三 次に掲げる関係地方行政機関の長
 - イ 関東農政局
 - 口 関東経済産業局
 - 〈 関東運輸局
 - 二 関東地方整備局
- 四 関係道路管理者

ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。 粒子状物質総量削減計画の策定又は変更がされたときは、解嘱されるものとする。七条第一項に規定する窒素酸化物総量削減計画又は同法第九条第一項に規定する特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第22 委員(知事を除く。)は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の

(会長及び副会長)

- 第四条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 大けたときはその職務を行う。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が

(似瓣)

- 第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 長の決するところによる。3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

(羅神盛)

- 第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。
- が署名押印しなければならない。2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員

(会議の公開)

の多数で議決したときは、公開しないことができる。第七条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の三分の二以上

(浜怒)

第八条 協議会の庶務は、環境部大気環境課において処理する。

(茶田)

第九条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年一月二十九日訓令第一号)

附 副 (平成二十二年三月三○日訓令第十二字)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十二

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、公布の日から施行する。

宝 宝

定める。